令和２年４月２０日

保護者の皆様へ

小林秀峰高等学校長

臨時休業のお知らせ

春暖の候　保護者の皆様方におかれましては、益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。
国からの緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受けて、宮崎県教育委員会は、４月２１日（火）より原則として県立学校を臨時休業とすることとなりました。
本校といたしましても感染拡大を可能な限り抑制し、生徒の健康被害を最小限にとどめるため、新型コロナウィルス感染症の最新情報の把握につとめ迅速な対応をはかりたいと考えております。
つきましては、ご家庭におかれましてもお子様の健康管理に今まで以上に配慮していただき、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をされますようにお願いいたします。

１　臨時休業の期間
４月２１日（火）より５月６日（水）まで
（５月７日以降については、ホームページ並びにあんしんメールで連絡します）

２　日常の生活について
生徒自身への感染を防止するため、不要不急な外出は避け、不特定多数の人と接触機会がないように自宅の中で過ごすように心がけてください。臨時休業期間中も、毎日の生活リズムが学校生活と同じになるようにお願いします。
なお、県の要請では、旅行など都道府県をまたいで移動することは蔓延防止の観点からできる限り避けるように要請がありますので、ゴールデンウィーク中の県外との往来自粛をお願いします。

３　家庭学習においては、次の点に留意し指導をお願いします。
（１）学習計画を立て、しっかりと課題に取り組むこと。
（２）進路希望達成するために、基礎学力を身につけるためにも計画的な学習を行うこと。
（３）新聞や本をよく読み、教養や趣味を深め、学校生活をより有意義なものとできるように、臨時休業期間を効果的に活用するよう心がけること。

４　新型コロナウィルス感染症に関する情報をニュース等で確認してください。

５　その他
・学校のことで質問等がある場合は、電話等により学校または担任に尋ねて下さい。
・本日、国から配布の１枚目の布製マスクを配布しております。（2 枚目は 5 月以降）
・お子様に対して外出の際は、マスクを着用して感染防止に努めていただくように、ご指導お願いいたします。
・不自由な生活が長期となりますので、気分を発散することも十分できなくなり、精神的に落ち込むことが十分考えられます。心のケアについては、下記に相談窓口がありますのでご紹介致します。
◎宮崎県精神保健福祉センター 心の悩みの相談窓口
（http://seihocenter-miyazaki.com/）

宮崎県立小林秀峰高等学校　（電話番号：０９８４－２３－２２５２）